

令和5年(ワ)第16325号 損害賠償請求事件

原 告 江藤 貴紀

被 告 一般社団法人 Colabo 外10名

答 弁 書

2023年9月4日

東京地方裁判所 民事第18部合3C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

被告兼被告ら訴訟代理人弁護士

加藤 健次
澤藤 統一郎

泉澤 章

志田 なや子

穂積 晃

児玉 幸次郎

今村 弘

空野 光

櫻井 政義

平松 真二郎

神原 元

外90名

〒211-0004

川崎市中原区新丸子東2-895 武藏小杉ATビル505

武藏小杉合同法律事務所(送達場所)

電 話 044-431-3541

F A X 044-422-5315

被告兼被告ら訴訟代理人弁護士 神原 元

外、別紙代理人目録記載のとおり

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 当事者等
被告については認める。
原告については不知。
- 2 被告らの不法行為
発言及び意見書の記載は認め、不法行為の成立は争う。
- 3 原告が被った損害
争う。
- 4 各被告の責任及び賠償すべき金額
争う。
- 5 まとめ
争う。

【権利侵害の説明について】

- 1 本件記載について
 - (1) 同定可能性について
争う。
理由は第3で述べる。
 - (2) 社会的評価の低下
争う。(1)参照
 - (3) 真実性の欠如
否認する。

理由は第3で述べる。

2 本件発言について

(1) 同定可能性

認める。

(2) 名誉感情の侵害

争う。

理由は第3で述べる。

第3 被告の主張

1 本件記載について

(1) 同定可能性について

ア 原告は、弁護団意見書(「Colabo 及び仁藤夢乃さんに対する誹謗中傷について」甲2、以下「本件意見書」という)中、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定するデマ捏造者の行為は極めて卑劣なものである」との記載(以下「本件記載」という)は、原告が事実に反する内容を故意に発信したとの事実を摘示していると主張する。

そうすると、原告は、本件記載にある「デマ捏造者」は、原告を指すものと主張していると解される。

イ しかし、前提として、「デマ捏造者」は単数で記載されているから、「デマ捏造者」は原告か「暇空茜」のどちらか1人でなければならない。

そして、本件記載によれば、「デマ捏造者」は、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用」する投稿を行っていた者を指すところ、本件意見書で、自ら都に情報公開請求をして得た文書や、Colabo の SNS 掲載写真を引用して不正があると断定するような行為を行った者として文章の冒頭で名指しされているのは「暇空茜」(甲21頁)であった

る。

本意見書が引用している原告のツイートは、被告法人の使用しているバスについて「2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果わかった」とするものであって、「Colabo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用」しているものではないから、これにあたらない。原告の氏名及びツイートが引用されているのは、「暇空茜」が原告のツイートを引用しため、「暇空茜」のツイートの問題を指摘するために言及されているに過ぎないのである。

したがって、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、ここでいう「デマ捏造者」は「暇空茜」を指し、原告を指していない。

ウ また、本件意見書には、本件記載に続けて、「税金から横領成功」という文言に至っては、名誉毀損として違法である。」との記載がある。

「税金から横領成功」という文言を含む投稿は甲2号証18頁右上の「暇空茜」の投稿（以下「暇空投稿」という）である。そうすると、本件記載にいう「デマ捏造者の行為」とは暇空投稿を指しており、そうであれば、ここにいう「デマ捏造者」とは「暇空茜」を指していると読むしかない。

この点、原告は「デマ捏造者の行為」が「暇空茜」の投稿と原告の投稿の両方を指していると主張するかもしれない。しかし、仮に「デマ捏造者の行為」が「暇空茜」の投稿と原告の投稿の両方を指しているとした場合、ここでの記載は「『税金から横領成功』という投稿に至っては」となるべきところ、本件意見書は、本件記載に続けて「『税金から横領成功』という文言に至っては」と記載し、「『税金から横領成功』という投稿に至っては」とは記載していないのである。

そうすると、本件記載にいう「デマ捏造者の行為」とは、暇空投稿のみを指しており、「デマ捏造者」とは「暇空茜」のみを指していると読む以外にありえないるのである。

この点からしても、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、「デマ捏造

者」は「暇空茜」を指し、原告を指していないことが明らかである。

エ そもそも、本件意見書全体を読めば、意見書は、一貫して、「暇空茜」が、Co labo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた実施状況報告書を引用するなどして、不正があるかのように述べた内容について、事実ではないと指摘するものである。

「Co labo の SNS 掲載の写真の引用や、都から情報公開を受けた 実施状況報告書を引用するなどして、さももっともらしく不正があるかのような印象を醸し、不正があると断定」する投稿として具体的に問題を指摘する箇所について名前と投稿が挙がっているのも暇空茜のみである(甲 27 頁、9 頁、10 頁、12 頁、15 頁等)。

オ 以上からすれば、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、本件記載にいう「デマ捏造者」とは「暇空茜」のみを指しているのだから、本件記載が「原告が事実に反する内容を故意に発信したとの事実」を摘示しているとの主張は原告の主張は失当である。

(2) 真実性の欠如

ア 本件における「デマ」の内容

本件意見書は、冒頭で被告法人の業務を概説した上で（2 乃至 4 頁）、「暇空茜」による 17 個のデマを列挙し（6 頁）、それについて、7 頁以下で一つ一つ解説を加えるという構成をとっている。

デマは「Q 1」から「Q 17」まで列挙され、各論において、それぞれ事実に反することが解説されているのである。

そして、本件記載のある頁（16 頁）は「Q 5 使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという事実はあるか」という表題であるから、ここにいう「デマ」とは「使用していないタイヤ関連費用を不正に都に請求し受給しているという事実」である（以下「本件情報」という）。

イ 本件に至る経緯

原告は、以下のとおり、本件情報が真実であるとの誤解を生じさせる行動を

とった。

すなわち、「暇空茜」は、2022年10月29日、以下の投稿をした。

「令和1,2,3,4の車両費 おい！！！ラッピング補修費用今年の予算で150万税金で申請してるやんけオイコラ！！！！！おい！！！共産党と強いつながりがある。olabo代表の仁藤夢乃さん、ちょっとここ説明して？」

すると、原告は、「暇空茜」の投稿を「コラボが東京都に対して事業経費としてバスのタイヤ代を計上している点を、東京都に情報公開請求した方（暇空茜氏。以下、暇空氏）が報告しておられる。言い回しは極めて荒っぽいものの、費用が過大ではないかという指摘だ」乙1)等と述べて肯定的に引用し、以下のとおり述べた。

「一般社団法人 Colabo（以下、コラボ）が東京都の業務委託を受けて「バスカフエ」事業を行うに際して使用しているマイクロバスが、2014年製の記載があるタイヤを使っていることが、バスを実地調査した結果分かった。同バスは2018年にコラボが購入しているが、頻繁に交換しているという情報と抵触する可能性がある。」

すなわち、「暇空茜」は、東京都に情報公開請求して得た被告法人の事業報告書を基に、事業経費にタイヤ代を計上しているが実際にはタイヤを交換していないのではないかと憶測を流し、これに示唆を受けた原告が、「2014年式のタイヤを使用していた」と「現地調査」した結果を流すことでのたかも本件情報が真実であるかのような印象を社会に与えたのである。

ウ 本件情報が事実に反すること

しかし、マイクロバスのタイヤが2014年製であるとの情報、同バスは2018年に購入したものであるとの情報は、「(タイヤを) 頻繁に交換している」という情報」となんら抵触するものではない。「暇空茜」が情報公開によって得たとする事業報告書記載の車両経費に計上されているのは、原告が「現地調査」してタイヤの年式を確認した車両だけではないからである。

この点、本件意見書は、「Colabo が使用する車両は、バスカフェのバスの他にもあり、バス以外の車両のためのタイヤ購入、夏冬タイヤの交換や保管費用は

現実にかかっている（別紙の通り）。バスも、夏タイヤと冬タイヤは交換する。バスは、他の車両と異なり長距離を走行していない上、夏タイヤと冬タイヤを季節ごとに交換して使用しているため摩耗が遅く、2014年製のものでも現在も十分使用できているというに過ぎない」と述べている（甲2号証19頁）。

エ 原告は「暇空茜」のデマの拡散に故意に加担したものであること

以上から、マイクロバスのタイヤが2014年製であるとの情報、同バスは2018年に購入したものであるとの情報は、「（タイヤを）頻繁に交換しているという情報」となんら抵触するものではない。そのようなことは常識で考えれば直ちに了解可能なことである。

原告の主張は「たまたま確認した1台の車両のタイヤの年式が2014年のものだった」というだけのことである。それだけで被告法人が車両費に関して不正計上していると捉えられるはずがなく、原告はそのことを当然知っていた。

原告自身、「可能性としてはいくつか挙げができるが、①2018年に購入したバスだが、そもそも車体は中古で、そのままついていたタイヤを使用していた（中略）などなどある。」と述べているから、マイクロバスのタイヤが2014年製であるとの情報、バスは2018年に購入したものであるとの情報は、「（タイヤを）頻繁に交換しているという情報」となんら抵触するものではないことを知っていた。

それにもかかわらず、原告は、これらの情報が「抵触する可能性がある」等と述べて、本件情報が真実であるかのような誤解を社会に流布したのである。

そうすると、原告は、本件情報が真実でないことを知りながら、あえて、被告法人についての悪印象を与える意図で発信したのである。

オ 小括

よって、仮に「デマ捏造者」が原告を指すと捉えたとしても、原告が意図的に真実と異なる事実を発信したとの事実は真実である。

2 本件発言について

(1) 「ストーカー」との表現は原告の行動を客観的に述べたものであること

ア ここで、「ストーカー」とは、「特定の個人に異常なほど関心を持ち、しつこく跡を追いかける人」である（広辞苑）。

イ 実際、原告は、2015年頃より被告仁藤に関心を持ち、被告仁藤に対して以下の付きまとい行為をしてきた。

① 被告仁藤の出席する記者会見に参加したうえで被告仁藤に関して虚偽の情報を含む投稿を繰り返し行う。

② 被告 Colabo に対して高圧的・強迫的な問い合わせを繰り返し行う。

③ ②の行為により、被告仁藤の講演会の運営に支障を生じさせる等被告仁藤に実害を与えたため、「X」（旧 Twitter）上において被告仁藤にブロックされるに至った。

ウ また、原告は、2022年8月頃から被告仁藤に対する付きまといをエスカレートさせ、以下の行動に出た。

① 「X」（Twitter）上において被告仁藤に言及する投稿を執拗に行う行為

② 自身の管理・運営する Web サイトにおいて被告仁藤について「大量脱税」「詐欺の可能性」「福祉名目で困窮した少女に接近して、政治動員へ転用」等とその名誉を毀損する投稿する行為

③ 被告仁藤の過去の水着写真等のプライベートの写真を保存したうえで被告仁藤に無断で揶揄する文言と共に繰り返し投稿する行為

④ 被告仁藤が食事をする写真について「フェラ画像」等と称して繰り返し投稿する行為

⑤ 拒否されているにも拘らず執拗に面談や討論を要求したり、被告仁藤及び被告 Colabo にメールで質問状を送りつける行為

⑥ 被告 Colabo が事業に用いているバスの駐車場所（非公開のもの）を突き止めて被告 Colabo に無断で撮影したうえで撮影動画を自身の YouTube チャンネルに投稿する行為

⑦ 被告 Colabo 事務所を訪問したり、その周辺にたむろして事務所を見張つたりして被告仁藤の住所を突き止めようとする行為

エ したがって、「古参のストーカー」との表現は、上記原告の行動についての客観的事実を示す表現に過ぎない。

(2) 名誉感情毀損は成立しないこと

ア 名誉感情毀損に関する法規範

「気違ひといった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的な事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」（最高裁平成22年4月13日判決民集64巻3号758頁）

「人の人格的価値その他の法的保護に値するものに対する名誉感情を害する行為が不法行為を構成するのは、右両面の理由からして、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合ということになろう。換言すれば、当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、実際には加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合に限られるものと解される。」（東京地裁平成8年12月24日判決・判タ955号195頁）

イ 迷惑防止条例が禁止する「つきまとい行為」

東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例5条の2は、「何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系

若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為」を禁止している。

ウ 本件へのあてはめ

前記のとおり、「ストーカー」とは、「特定の個人に異常なほど関心を持ち、しつこく跡を追いかける人」のことであり、原告の行動は2014年頃から被告仁藤に執拗なつきまとい行為をしているものであるから、その行動は客観的にみて「古参のストーカー」と表現されるべきものなのである。

そうすると、その行動についてそのように表現したとしても、違法性が強度であるとか、社会通念上到底容認し得ないとか、実際には加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合に当たるとは到底いえない。

それだけでなく、原告の行為は、「つきまとい、待ち伏せ」「住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと」（同1号）、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（2号）、「拒まれたにもかかわらず、連続して、…電子メールの送信等をすること」（4号）、「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」（6号）、「その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する…電磁的記録に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと」（7号）等に該当する行為である。

実際、被告仁藤は、原告の執拗な行動により、平穏な生活を侵害され、羞恥心を害されている。

被告太田は、被告仁藤の代理人として、原告の違法なつきまとい行為を批判する趣旨で「ストーカー」と述べたのであって、原告はこれを甘受すべきである。

エ 小括

よって、「古参のストーカー」との表現は、原告について、社会通念上受容すべき限度を超えた侮辱とはいえない。

第4 求釈明

1 求釈明

原告は、被告らの行為について「共同不法行為」だと主張しつつ、一部の行為については、「精神的幫助」であるとも主張しているから、その主張に混乱がみられる。

原告が主張する適用法条は、民法719条1項（共同不法行為）であるか、同2項（幫助）であるか、被告各自について明らかにせよ。

また、共同不法行為を主張する場合、客観的関連共同性を主張するのか、主観的関連共同性を主張するのか、明らかにせよ。

2 進行予定

被告らとしては、求釈明に対する回答を待って、主張を補充する予定である。

以上